

最高裁秘書第1814号

平成31年4月15日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年1月16日付け（同月18日受付、最高裁秘書第240号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成30年11月27日付け「庁舎の暖房運転について（事務連絡）」（片面で3枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（メールアドレス、内線番号）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

(担当) 秘書課 (文書室) 電話03(3264)5652 (直通)

平成30年11月27日

各部局課館 御中

経理局管理課

庁舎の暖房運転について（事務連絡）

今年度の暖房運転について、地球温暖化防止のための温室効果ガス排出量削減等に向け、下記のとおり省エネルギー運転を実施しますので、御協力をお願いいたします。

記

1 設定温度

執務室内の温度は、19℃を目途とする。

2 暖房期間及び運転時間

(1) 暖房期間

平成30年12月3日（月）から平成31年3月29日（金）まで

ただし、平成31年4月以降も室温が19℃を下回るなど気象条件や室内温度等により、必要に応じて暖房運転を行う。

(2) 運転時間

運転時間は次のとおりであるが、気象条件や室内温度等により、運転時間を調整するものとする。

ア 執務室

(ア) 空調機

開庁日の午前8時30分から午後5時45分までの間で間欠運転を行う。

ただし、ファンコイルの整備がない執務室については、午前8時から午

後6時までの連続運転を行う。

(イ) ファンコイル

開庁日の午前8時から午後6時までの間で運転を行う。

なお、延長申請があった執務室については、必要に応じて午後8時まで運転を行う。

イ 法廷、大会議室、特別会議室、大応接室等
必要が認められる場合に随時運転を行う。

なお、その他の会議室等でファンコイルが設置されている部屋については、

(1)の期間中は、アの運転と同一の運転を行う。

3 運転時間の延長等の手続

(1) 原則として2の(1)の期間中に限り、公務上の必要性がある場合には、運転時間の延長を行うこととする。

なお、平成31年4月以降は、原則として運転時間の延長は行わない。

(2) 延長を希望する部署は、局課ごとに当日午後4時までに、延長時間、場所及び延長を必要とする具体的な事由を書面に記載して、当課総括係宛て()
()に申請する。

(3) 延長の申請につき、日程をまとめて申請する場合には、前項の記載事項を各日ごとに記載して次のとおり申請する。ただし、まとめての申請は、15日間分までとし、平成31年4月以降は、随時申請する。

延長申請期間	申請期限
12月3日～14日	11月29日
12月17日～28日	12月13日
平成31年1月4日～15日	12月26日
平成31年1月16日～31日	平成31年1月10日
平成31年2月1日～15日	平成31年1月29日

平成31年2月18日～28日	平成31年2月13日
平成31年3月1日～15日	平成31年2月26日
平成31年3月18日～29日	平成31年3月13日

(4) 2の(2)のイの運転を希望する場合は、前日までに運転日、運転時間、場所及び会議等の名称を書面に記載して、当課総括係宛て（[REDACTED]
[REDACTED]）に申請する。

ただし、緊急を要する場合には、当課総括係宛て（内線 [REDACTED]）に当日口头で申請しても差し支えない。

(5) 延長等の申請があった場合でも、気象条件や室内温度等により期間及び時間を調整することがある。

4 その他

室毎に暖房条件が異なることから、窓を開けることなく、室内温度19℃を目指に、ファンコイルを自室で停止するなどして、室温の調整に十分に配慮されたい。